

# 令和2年度

## 「ふれあい地域懇談会」に係る議題について

### < 鎌倉地域－西地区 >

内容	
地域の懸案事項に関する報告	<ul style="list-style-type: none"><li>① ごみ処理施策について</li><li>② 石碑の管理について</li></ul>
本年度の地域の議題に関する回答	<ul style="list-style-type: none"><li>① 空き家問題</li><li>② 由比ガ浜四丁目 大規模開発について</li><li>③ 避難所の雨漏り修繕を早急にお願いしたい</li><li>④ 急斜面倒木安全対策の市の関与について</li></ul>



## 地域の懸案事項に関する報告

鎌倉西-R2-1	ごみ処理施策について
鎌倉西-R2-2	石碑の管理について

令和2年度ふれあい地域懇談会（第2部） 進捗状況報告書

番 号	鎌倉西-R2-1
テ ー マ	ごみ処理施策について
概 要	今後のごみ処理施策について
担 当 部 課	環境部 環境施設課

議題に対する回答等

【ごみ処理に関する方針】

昨年3月に公表した「将来のごみ処理体制についての方針」では、焼却施設を建設する場合と建設しない場合について、環境面、費用面、安定性の観点から評価した結果、今後、焼却施設を建設せずに更なる資源化を進めることとし、現在、年間約3万トン(家庭系2万トン、事業系1万トン)ある燃やすごみを、令和11年度(2029年度)には約1万トンまで削減可能であると試算しています。

ごみの減量・資源化施策の方針は以下の通りです。

- ・家庭系の燃やすごみの約50パーセントを占める生ごみについては、好気性発酵の微生物により9割減容し、残りはたい肥として利用する方式とし、市内に施設整備を図る
- ・燃やすごみに含まれているプラスチック・紙類等の分別の徹底
- ・事業系の生ごみについては、民間の食品リサイクル施設への誘導
- ・その他の事業系燃やすごみの全量資源化処理
- ・家庭系及び事業系の紙おむつの資源化
- ・焼却については、逗子市及び葉山町との広域連携により、逗子市の現焼却施設で焼却可能な量を焼却し、これを超える部分は民間施設等で処理する

【現在の取組状況】

方針の実現に向けた現在の取組状況につきましては、①生ごみ減容・資源化施設の建設に向けた地域住民との協議、②事業系生ごみの民間食品リサイクル施設への誘導策の検討、③逗子市及び葉山町とのごみ処理広域化を進めるための実施計画の策定、④名越クリーンセンター焼却停止後の中継施設の整備に向けた地域住民との協議を中心に進めております。

①につきましては、これまでも地元3町内会と組織する今泉クリーンセンター連絡協議会や地元住民の皆様に説明していますが、今後も施設づくりの具体的内容や臭気対策、地元要望を踏まえた周辺のまちづくりについて説明し、ご意見を伺いながら、地元の皆様の理解を得て地域に貢献できる施設づくりをしてまいりたいと考えています。

②につきましては、市職員による事業者訪問の際に食品リサイクル施設への処理を促し、当該施設で処理を行う事業者が出てきています。今後、民間施設での安定的な処理が図れるよう処理先の確保や、処理原価よりも安価に抑えて

いる処理手数料の見直しについても進める予定です。

③につきましては、令和元年(2019年)11月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(素案)」を公表し、本市の燃やすごみは令和6年度(2024年度)に予定している名越クリーンセンター稼働停止後は、逗子市焼却施設で焼却する予定としており、令和2年(2020年)1月に実施計画(素案)のパブリックコメントを実施し、公表したところです。今後、できるだけ早期に実施計画の策定を進めてまいります。

④につきましては、これまで名越クリーンセンター周辺の自治会町内会に説明をしておりますが、今後、施設づくりについて、より具体的内容や周辺環境への配慮など説明し、御意見を伺いながら、地元の皆様の理解を得て地域に貢献できる施設づくりをしてまいります。

その他、レジ袋の減量・削減の周知・啓発、内容物調査制度等による不適切排出者への分別指導、LINE等の活用による若者世代への周知・啓発、紙おむつの資源化手法の検討等も順次進めております。

添付資料	
------	--

令和2年度ふれあい地域懇談会（第2部） 進捗状況報告書

番 号	鎌倉西-R2-2
テ ー マ	石碑の管理について
概 要	現状及び今後の予定について
担 当 部 課	文化財部 文化財課

議題に対する回答等

鎌倉市内に点在する80基余りの石碑について、これまで市役所としての所管を明確にしていなかったことから、今後は文化財課が窓口となって、その扱いについて対応していきます。

これらの石碑の所有権はそれぞれの土地所有者にあり、その管理等についても、原則として土地所有者が行うこととなりますが、今後、扱いについて問い合わせなどがあった場合は可能な範囲でその場に残していただけるよう、自治会町内会などと協力しながら対応していきます。

また、これらの石碑は、先人が地域の歴史的な由緒を記録し、残そうとしたものであり、歴史的に重要なものと考えられることから、文化財としての指定も視野に入れ、土地所有者や現在の状況などの基礎的なデータを収集、調査を進めていく予定です。

添付資料

## 本年度の地域の議題に関する回答

鎌倉西-R2-1	空き家問題
鎌倉西-R2-2	由比ガ浜四丁目 大規模開発について
鎌倉西-R2-3	避難所の雨漏り修繕を早急をお願いしたい
鎌倉西-R2-4	急斜面倒木安全対策の市の関与について

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉西-R2-1
テーマ	空き家問題
内容詳細	台風の後のかたづけ等自治会としてどのように関わるべきなのか。
担当部課	都市整備部 住宅課

議題に対する回答等

空き家が台風により被災した場合、自治会町内会の皆様から市に御連絡いただければ、空き家の被災状況を確認した上で、所有者を調査し、片付などをお願いしていきます。

添付資料



令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉西-R2-2
テーマ	由比ガ浜四丁目 大規模開発について
内容詳細	<p>去年と同じ状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者（大和情報サービス㈱、NTT 都市開発㈱）との三者協議会は、開催されていない。</li> <li>・事業者は、水面下で動いているようだが、計画施設を多少変更しても問題である。周辺道路の交通環境を悪化させないということを全く解決できていない。未だに交通シミュレーションの再調査もしていないとのことだが、再調査無しで開発可能な計画はありえない。計画を変更するにせよ、しないにせよ、整合性のある交通シミュレーションは必須である。</li> </ul> <p>（現状報告のみ）</p>
担当部課	都市景観部 都市調整課 (共創計画部 交通政策課)

議題に対する回答等	
<p>第1回三者協議会が平成30年（2018年）9月15日に開催されて以降、第2回の三者協議会の開催について動きが全くない状況のなか、令和元年（2019年）12月に、事業者から、商業施設の規模縮小について地元自治会の意見を聴きたい旨、市に打診がありました。</p> <p>商業施設の規模を縮小する事業者の意向がありましたが、その計画内容は不明瞭であり、交通問題が解決されたこととはならないため、市としては、従来どおり、あくまでも交通問題を主とした課題について、三者協議の枠組みのなかで、交通シミュレーションの調査実施等に関する協議継続を事業者に対して要請して参ります。</p>	
添付資料	

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉西-R2-3
テーマ	避難所の雨漏り修繕を早急にお願いしたい
内容詳細	<p>昨年の台風19号時、避難所（ミニ防災拠点）である稲村ヶ崎小学校の体育館には120名が避難した。しかし、屋根からの雨漏りの為、雨漏り対策、避難スペース減少等避難所としての機能（被災者の避難生活）が損ねた。修繕は、学校側から教育委員会に申請しているが、6カ月以上になっても修繕予定がない。防災対策として非常に不安である。</p> <p>（現状報告のみ）</p>
担当部課	教育総務課 学校施設課

議題に対する回答等

台風15・19号により市内では、倒木、がけ崩れ、停電などの被害が発生し、市立小・中学校においても同様の被害を受けました。

このため、学校における災害応急復旧については、土砂崩れ、倒木など緊急的な対応が必要な箇所から優先順位を決めて取り組んできました。

ご指摘の稲村ヶ崎小学校体育館の雨漏りの修繕については、令和2年（2020年）6月に完了したところです。

なお、稲村ヶ崎小学校はミニ防災拠点に位置付けられていることもあり、避難者の安全・安心を確保するため、今後も必要な措置を講じてまいります。

添付資料

令和2年度ふれあい地域懇談会 第3部 回答票

番 号	鎌倉西-R2-4
テーマ	急斜面倒木安全対策の市の関与について
内容詳細	現況、被害発生時処理（法的課題←土地取得時より成長＝被害危険増）、計画について
担当部課	防災安全部 総合防災課

議題に対する回答等

急斜面に生えている樹木については、強風や大雨等で揺られることにより、がけ崩れや落石等の土砂災害を誘発する危険性を秘めています。

樹木の伐採等の日常管理を怠り土砂災害を発生させてしまい第三者に被害を与えてしまった場合には、民有地の所有者が被害者に対して賠償責任を負うことになります。

そのような結果を招かないために、市では、急斜面の所有者に対し適正管理を呼びかけると共に、伐採工事費用・防災工事費用の助成を行う「鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成事業」を実施しています。

今後も、急斜面の適正管理を呼びかけると共に、助成事業を適正に実施していきます。

添付資料